

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

別表六三十三

令四・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否							可
(別表六(七)「3」、「7」、「8」、「12」若しくは「15」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)							
措法第42条の12の7第4項から第6項までの該当項		1	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項
事 業 種 目		2					
情 報 技 術 事 業 適 応 設 備 等 の 明 細 び	資 産 類	3					
		4					
	区 分	5					
		6	・	・	・	・	・
	取 得 価 額	7	・	・	・	・	・
		8	円	円	円	円	円
	支 出 年 月 日	9					
		10					
	支 出 年 月 日	11	・	・	・	・	・
		12	円	円	円	円	円
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)		13	円	事 業 適 応 延 資 産	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((23)と(24)のうち少ない金額)	25	円
情 報 技 術 事 業 適 応 設 備	取 得 価 額 の 合 計 額 ((10)のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額)	14		生 産 工 程 効 率 等	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の㉔」)	26	
		15			当 期 税 額 控 除 額 ((25) - (26))	27	
	同 上 の うち 産 業 競 争 力 の 強 化 に 著 し く 資 す る 情 報 技 術 事 業 適 応 の 用 に 供 す る も の に 係 る 額	16		生 産 工 程 効 率 等	取 得 価 額 の 合 計 額 ((10)のうち生産工程効率化等設備等に係る額の合計額)	28	
		17			同 上 の うち エ ネ ル ギ ー の 利 用 に よ る 環 境 へ の 負 荷 の 低 減 に 著 し く 資 す る も の に 係 る 額	29	
	同 上 の うち 産 業 競 争 力 の 強 化 に 著 し く 資 す る 情 報 技 術 事 業 適 応 の 用 に 供 す る も の に 係 る 額	18		生 産 工 程 効 率 等	生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 税 額 控 除 限 度 額 ((28) - (29)) × $\frac{5}{100}$ + (29) × $\frac{10}{100}$	30	
		19			調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の㉔」)	31	
同 上 の うち 産 業 競 争 力 の 強 化 に 著 し く 資 す る 情 報 技 術 事 業 適 応 の 用 に 供 す る も の に 係 る 額	20		生 産 工 程 効 率 等	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((30)と(31)のうち少ない金額)	32		
	21			支 出 し た 金 額 の 合 計 額 ((12)の合計)	33		
同 上 の うち 産 業 競 争 力 の 強 化 に 著 し く 資 す る 情 報 技 術 事 業 適 応 を 実 施 す る た め に 利 用 す る ソ フ ト ウ ェ ア の そ の 利 用 に 係 る 費 用 の 額	22		生 産 工 程 効 率 等	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の㉔」)	34		
	23			当 期 税 額 控 除 額 ((32) - (33))	35		
同 上 の うち 産 業 競 争 力 の 強 化 に 著 し く 資 す る 情 報 技 術 事 業 適 応 を 実 施 す る た め に 利 用 す る ソ フ ト ウ ェ ア の そ の 利 用 に 係 る 費 用 の 額	24		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 ((20) + (27) + (34))			
	25			当 期 税 額 基 準 額 残 額 ((13) × $\frac{20}{100}$ - (18))			
機 械 設 備 等 の 概 要							